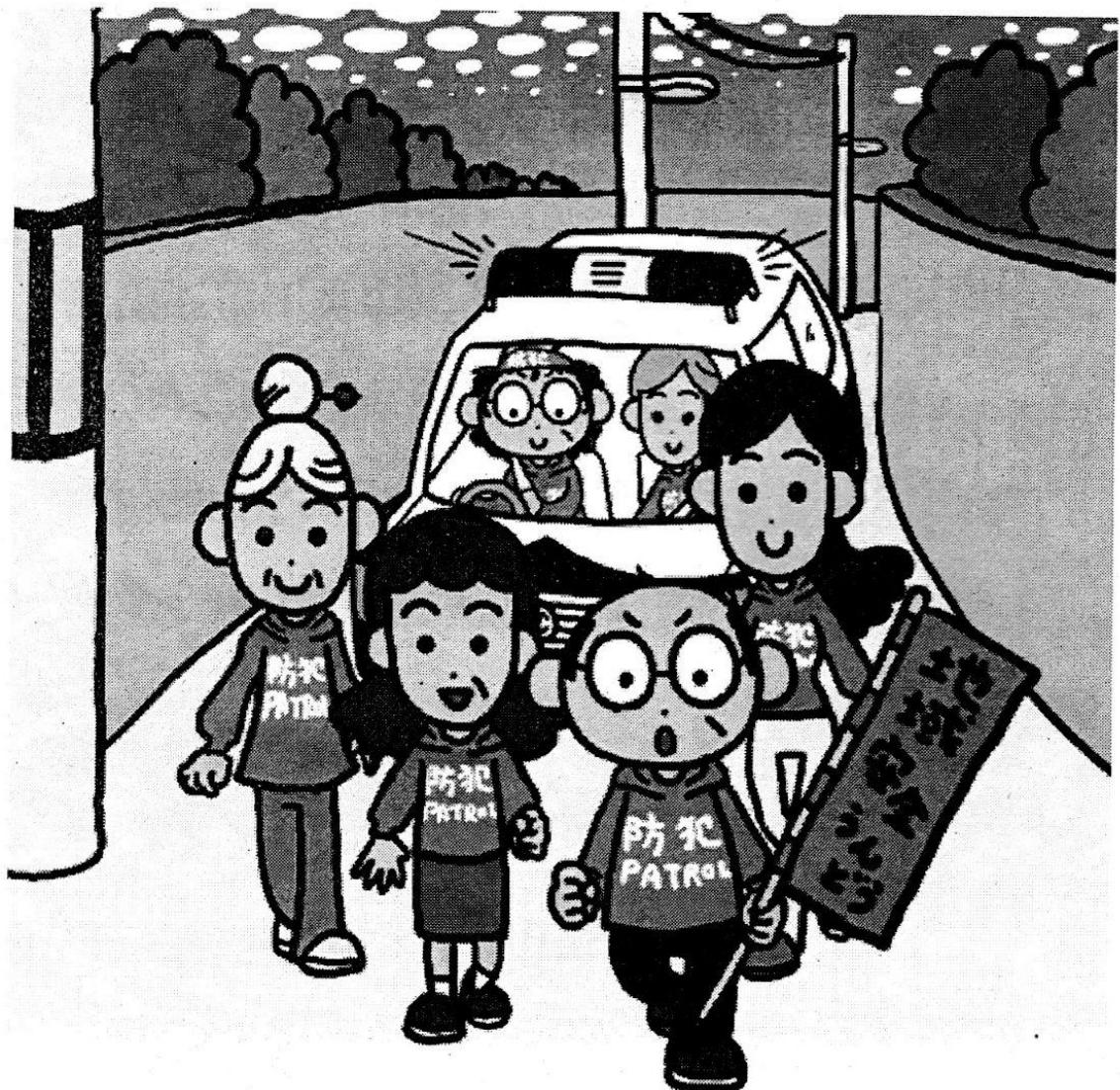


青の光で安全。安心まちづくり

青色防犯パトロールの手引き



大阪府警察本部 府民安全対策課

はじめに

平成 16 年 12 月 1 日から青色防犯パトロール活動が始まりました。大阪では平成 17 年 2 月から青色防犯パトロール活動が始まり、その活動は府内全域に広がり、犯罪抑止に大きな効果を上げております。

この手引きは、青色防犯パトロールをより効果的に実施していただくために作成したものです。この手引きを活用していただき、効果的なパトロールを展開されることを願っております。

目 次

- 第 1 防犯パトロールの目的
- 第 2 青色防犯パトロールの考え方・心構え
- 第 3 青色防犯パトロール前の準備
- 第 4 効果的なパトロール
- 第 5 パトロール中の着眼点
- 第 6 パトロールに関する留意事項
- 第 7 緊急事案等への対応
- 第 8 申請手続き等

第1 防犯パトロールの目的

- 犯罪・事故を未然に防止すること
- 地域のみなさんの防犯に対する関心を高めること
- 地域の犯罪抑止機能を向上させること

第2 青色防犯パトロールの考え方・心構え

1 ボランティア活動としてのパトロール

自主的に行うものであり、特別な権限が与えられて
いるわけではありません。

道路交通法等の法令を守り、安全運転に心掛けて
下さい。

2 気楽に! 気長に! 安全に!



気負わず、肩肘を張らず、気楽にやりましょう。
気長に続ければ、防犯の輪が広がり、犯罪の起きにく
い環境が醸成され、犯罪の発生が減少していきます。

危険なことをする必要はありません。
事故に遭つたり、怪我をしたのでは、活動を継続する
ことが難しくなります。

第3 青色防犯パトロール前の準備

1 パトロール計画の策定

犯罪の発生状況、通学路や自動車の通行規制区域等を考慮したパトロールコースや時間を設定して下さい。

無理のない計画を立てて下さい。



2 服装・携行品等の確認

各団体で定められた帽子、腕章、ジャンバー(夜間パトロールの場合は蛍光色の物)等の服装や懐中電灯、メモ帳、筆記用具等を用意すること。

実施者証を必ず携行していること。

車体に「団体名と防犯パトロール中」を明確に表示し、標章を自動車の後方から見えるように掲示していること。

車体の破損の有無、ガソリン、エンジンオイル等の運行前点検を実施すること。破損や故障等があれば、修理すること。

3 活動開始の報告

地域のみなさんに理解と協力を求めるためにも具体的にどのような活動をするのか、回覧板等を利用するなどして地域のみなさんに知らせましょう。

第5 パトロール中の着眼点

1 通学路・公園等に異常はないか

通学路等に不審な車(者)はないかチェックしよう。

- 車の中から子どもに声をかけている
- 携帯電話のカメラ等で子どもを撮影している
- 下半身を露出したまま運転席に座っている
- 子どもに無差別に声をかけている など

また、通学路等での違法駐車や公園の雑草は死角を作り、犯罪が起きやすい場所となります。

そのような場所があれば、地域から警察・



自治体・管理者等に申し出るようにして下さい。

2 落書きやゴミ（廃棄物）の不法投棄はないか

環境悪化は犯罪発生の土壌となります。

地域で早めに措置しましよう。



3 防犯灯の整備が必要な場所はないか

暗い道路はちかん等が出没するおそれがあります。

防犯灯設置の必要性等を地域で一緒に考えてみて

下さい。

第5 パトロール中の着眼点

1 通学路・公園等に異常はないか

通学路等に不審な車(者)はないかチェックしよう。

- 車の中から子どもに声をかけている
- 携帯電話のカメラ等で子どもを撮影している
- 下半身を露出したまま運転席に座っている
- 子どもに無差別に声をかけている など

また、通学路等での違法駐車や公園の雑草は死角を作り、犯罪が起きやすい場所となります。

そのような場所があれば、地域から警察・

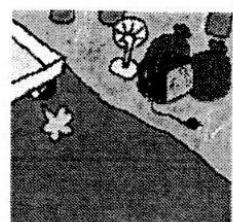


自治体・管理者等に申し出るようにして下さい。

2 落書きやゴミ（廃棄物）の不法投棄はないか

環境悪化は犯罪発生の土壌となります。

地域で早めに措置しましよう。



3 防犯灯の整備が必要な場所はないか

暗い道路はちかん等が出没するおそれがあります。

防犯灯設置の必要性等を地域で一緒に考えてみて

下さい。

第6 パトロールに関する留意事項

1 交通事故防止

交通事故に注意し、安全運転に心掛けましょう。

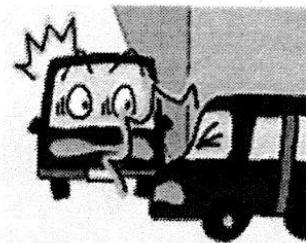
不審車両追跡等の危険行為は絶対しない。

(車種やナンバーを控えて、警察に通報して下さい。)

2 交通事故発生時の措置

負傷者を救護し、必ず救急と警察に通報しましょう。

過去に軽傷事故や物損事故を警察に届け出なかつたため、トラブルになつたケースもありました。



3 申請した地域でのパトロール

申請した地域以外では、青色回転灯を点灯した運行はできません。

証明の取消しの対象となります。

4 パトロールに専従

配達や通勤等の他の業務を兼ねて行うもの、防犯活動の名を借りて自らの団体の存在をアピールするようなものは、青色防犯パトロールとは認められません。

第7 緊急事案等への対応

1 犯罪や不審者に遭遇又は目撃したとき

安全な距離を保ち、事故や怪我のないようにして下さい。

不審者の行動や特徴等を確認し、警察（消防）に通報して下さい。

通報後は、警察の指示に従って下さい。

青色防犯パトロール中であることを明確に告げて下さい。

2 警察や病院等へ通報を求められたとき

当事者の安全を確保した上で、警察署、消防署へ連絡して下さい。

第8 申請手続き等

● 大阪府警察ホームページ（アドレス）

<http://www.police.pref.osaka.jp/>

● 申請窓口（各警察署生活安全課）

青色防犯パトロール日誌

運行前チェック表

運 行 前 チ ェ ッ ク 実 施 日 時

年 月 日 時 分

運 行 前 チ ェ ッ ク 項 目

- 自動車の通行規制区域が、パトロールコースに設定されていないか。
- 帽子、腕章、ジャンパーを着用しているか。
- 懐中電灯、メモ帳、筆記用具を積んでいるか。
- 実施者証を携行しているか。
- 標章を自動車の後方から見えるように掲示しているか。
- 車体に「団体名と防犯パトロール中」である旨を明確に表示しているか。
- ガソリンは不足していないか。
- エンジンオイルは不足していないか。
- 車体に傷・へこみがないか。
- ウインカー、各種ライト、青色回転灯が点灯しているか。